

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。）からの復興の実現を図るため、住民主導により地域コミュニティの維持及び再生を推進する活動に要する経費に対して補助金を交付することについて、地域創生総合支援事業（県戦略事業（地域経営事業分））補助金交付要綱第14条の規定に基づき、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助対象団体は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 福島県内に住所を有する者（平成23年3月11日以降、福島県に住所を有さなくなった者を含む。以下「住民」という。）が組織する仮設住宅、借上げ住宅、災害・復興公営住宅等の自治組織（設立準備段階のものを含む）及び地域づくり団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）に規定する特定非営利活動法人のいずれかであって、5名以上で構成されていること。
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号の規定による暴力団、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係しないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、年度内に事業が完了するもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被災者同士又は被災者と地元住民との交流活動
- (2) その他上記交流活動に必要と認められる事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第一に掲げるとおりとする。

(補助対象外経費)

第5条 次に定める経費については、補助対象外とする。

- (1) 団体の構成員に対する人件費、謝礼、飲食費、旅費等

ただし、飲食費は交流活動中の飲食で簡素なものは対象とする。

- (2) 他の団体に対する補助金、助成金等
- (3) 物品販売に係る経費
- (4) 神社仏閣等の宗教法人に対する経費
- (5) その他補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費

(補助額)

第6条 補助金の額は、1団体につき補助対象経費の5分の4以内の額（50万円を上限とする。）とし、予算の範囲内で福島県いわき地方振興局長（以下「局長」という。）が定める（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる）。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が10万円以下の場合は、10分の10以内とする。（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てない）。
- 3 補助対象事業は、1団体につき年度内において2件を限度とする。
- 4 この要綱に基づく補助金以外に、福島県が補助する他の制度と重複した申請は認めない。

(交付申請)

第7条 補助事業者は、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、事業の開始する日から10日前までに局長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業に要する経費の内容が分かる書類
- (3) その他局長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 局長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、福島県地方振興政策会議規定（平成6年福島県訓令第5号）に基づき設置されるいわき地方振興政策会議において意見を聴取（ただし、申請書提出から事業開始までの期間が短く、意見の聴取が困難な場合等、局長が認めるものについてはこの限りではない。）した上で、補助金を交付すべきものと認めるものについては、速やかに交付の決定をするものとする。なお、いわき市民との交流に係る事業については、必要に応じていわき市からの助言を受けるものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付

決定の通知を受領した日から起算して7日を経過した日までに、申請を取下げることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(変更(中止)の承認申請)

第10条 補助事業者は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金申請変更(中止)承認申請書(様式第3号)を局長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金交付決定額に変更が生じない内容の変更については、この限りでない。

(完了の報告)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかにいわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金完了報告書(様式第4号)を局長に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業を終了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施に係る領収書(写し)
- (2) 事業実施の状況について確認できる写真等
- (3) その他局長が特に必要と認めるもの

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行う場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかなきときは、当該消費税等仕入控除税額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業仕入れに係る消費税相当額報告書(様式第6号)を速やかに局長に提出しなければならない。

4 局長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の額の確定)

第13条 局長は、前条第1項の規定による報告があった場合において、当該報告に係る

書類の審査を行い、補助金の交付の決定及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。

(交付請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかにいわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を局長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、局長が必要であると認める場合は、団体が提出するいわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金概算払請求書（様式第8号）により概算払いをすることができる。

(会計帳簿等の整備等)

第15条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の終了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年6月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年11月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表第一（第4条関係）

経費区分
報償費
旅費
消耗品費
印刷製本費
燃料費
食糧費
賄材料費
通信運搬費
広告費
手数料
保険料
委託料
使用料及び賃借料
備品購入費
その他いわき地方振興局長が必要と認めたもの

様式第1号（第7条関係）

平成 年 月 日

福島県いわき地方振興局長

申請者 住 所

団体の名称

代表者氏名 印

電話番号（必須）及びメールアドレス（任意）

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付申請書

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付要領第7条の規定により、
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 （ ）

2 補助金交付申請額 円

様式第2号（第7条関係）

事業計画書

事業名		
事業の 目的及び内容	※誰を対象にどんな事業を行い、どういう効果を期待しているか明確に記載して下さい。	
実施場所		
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
収入の部		
経費区分	内容	金額
当補助金		
自己資金		
その他補助金等		
合計		円
支出の部		
経費区分	内容	金額
合計		円

※ 経費区分は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、食糧費、賄材料費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等を記載すること。

※ 団体構成員の名簿を添付すること。

※ 事業概要やポンチ絵、支出経費に係る見積書、団体規約等があれば添付すること。

様式第3号（第10条関係）

平成 年 月 日

福島県いわき地方振興局長

申請者 住 所

団体の名称

代表者氏名

印

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金申請変更（中止）

承認申請書

このことについて、下記により申請内容を変更（中止）したいので、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付要領第10条の規定により申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 変更（中止）の理由

3 変更（中止）の内容

4 補助金交付申請（決定）額

変更前 円

変更後 円

5 変更後収支等一覧

事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	
収入の部		
経費区分	内容	金額
当補助金		
自己資金		
その他補助金等		
合計		円
支出の部		
経費区分	内容	金額
合計		円

様式第4号（第11条関係）

平成 年 月 日

福島県いわき地方振興局長

申請者 所在地

団体の名称

代表者氏名

印

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金完了報告書

平成 年度いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金について、下記のとおり完了したので報告します。

記

事業名	
交付決定年月日	平成 年 月 日付け福島県指令い地連第 号
交付決定額	円
着手年月日	平成 年 月 日
完了年月日	平成 年 月 日

福島県いわき地方振興局長

申請者 住 所
団体の名称
代表者氏名 印

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金実績報告書

平成 年 月 日付け福島県指令い地連第 号で交付決定のあったこの事業について、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付要領第12条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 交付決定額 円
2 実施内容

事業の成果	※誰に対してどんな効果をもたらすことが出来たか、イベント開催等の場合は参加者数（被災者の人数と地元の方の人数）を明確に記載して下さい。	
収入の部		
経費区分	内容	金額
当補助金		
自己資金		
その他補助金等		
合計		円
支出の部		
経費区分	内容	金額
合計		円

- ※ 経費区分は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、食糧費、賄材料費、通信運搬費、広告費、手数料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等を記載すること。
- ※ 実施の様子が分かる写真等、支出経費に係る領収書の写し（宛名、支出金額、内容、日付、発行者名が明記されているもの）を添付すること。

様式第6号（第12条第3項関係）

平成 年 月 日

福島県いわき地方振興局長

申請者 住 所

団体の名称

代表者氏名

印

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業仕入れに係る
消費税相当額報告書

平成 年 月 日付け福島県指令い地連第 号で交付決定のあったこの事業に
ついて、いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付要領第12条第3
項の規定により、下記により報告します。

記

補助金の額の確定額	円
補助金の確定時に減額した 仕入れに係る消費税相当額（A）	円
消費税の申告により確定した 仕入れに係る消費税相当額（B）	円
補助金返還相当額（B）－（A）	円

様式第7号（第14条関係）

平成 年 月 日

福島県いわき地方振興局長

申請者 住 所

団体の名称

代表者氏名

印

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け福島県指令い地連第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

内訳

交付決定額	受領済額	今回請求額	残額	備考
円	円	円	円	

2 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 総合
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

様式第8号（第14条関係）

平成 年 月 日

福島県いわき地方振興局長

申請者 住 所

団体の名称

代表者氏名

印

いわきの復興を担う地域コミュニティ重点支援事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け福島県指令い地連第 号で交付決定のあったこの事業について、下記のとおり概算払による交付を請求します。

記

1 請求額 金 円

交付決定額	受領済額	今回請求額	残額	備考
円	円	円	円	

2 概算払いが必要な理由

3 概算払い経費内訳

4 振込口座

金融機関名	
支店名	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 総合
口座番号	
フリガナ 口座名義人	